

令和元年度印西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和元年 8 月 1 日制定

1 目的

この方針は、障害者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として作成する。

2 定義

この方針における用語の意義は、障害者優先調達推進法の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての行政組織が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達方針の担当部署

この方針の担当部署は、福祉部障がい福祉課とする。

5 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達法第 2 条第 2 項から第 4 項までに定める施設とする。

6 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、分野を限定せず、また過去に調達実績のない物品等の調達についても対象とする。

7 調達の目標

物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

参考 平成 30 年度実績額 39,492 円

8 調達の推進方法

(1) 調達推進に必要な情報提供等

障害者就労施設等で提供可能な物品等については、障がい福祉課から各部署へ情報提供する。

(2) 調達に当たっての考え方

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの随意契約の活用も含めた調達の可能性について検討する。また、調達の実施にあたっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、印西市契約事務規則（平成 18 年 3

月28日規則第19号)の定めに従い、調達推進に配慮するよう努めるものとする。

(3) 随意契約の活用による調達

ア 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約(※)を積極的に活用すること。

※金額にかかわらず通常入札が必要な予定価格であっても、障害者支援施設等との契約であれば、随意契約ができるもの。

イ 上記アを推進するため、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法や、履行期間、発注量を考慮するよう努めること。

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ次第、市ホームページ等により、公表する。

10 その他(配慮事項、検討事項)

- (1) 調達方針の推進にあたっては、市内中小企業やシルバー人材センターなどに十分配慮する。
- (2) 市及び障害者就労支援関係団体等が実施するイベント等で障害者就労施設等による物品販売のためのスペースの確保に配慮するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。